

<学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書>

認定こども園 関目聖マリア幼稚園

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、
月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 () [治癒]

第2種感染症 インフルエンザ(A型・B型) 小中学校/高校/大学：発病後5日かつ解熱後2日経過
幼稚園：発病後5日かつ解熱後3日経過

麻疹 [解熱後3日経過]

風疹 [発疹消失]

水痘 [すべての発疹の痂皮化] 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]

百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

結核 [感染のおそれなし]

髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

腸管出血性大腸菌感染症(*) (*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

◆第3種その他の感染症 [①~④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

② アデノウイルス感染症

③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・()

○プール遊びの可否 (6・7・8月に限り)

診断名 : 伝染性膿痂疹 ・ 手足口病 ・ その他 ()

[可 ・ 不可 (月 日から可)]

下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断
します。

血液・粘液を含む便

この24時間以内に複数回の嘔吐

原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳漱

唾液腺の腫大

第2種感染症・第3種感染症 罹患後

その他の意見:

令和

年

月

日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):

印